

小鹿野町総合保健福祉計画策定業務委託仕様書

1 業務名

小鹿野町総合保健福祉計画策定業務委託

2 履行場所

小鹿野町全域

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

4 業務の目的

この業務は、第9期小鹿野町総合保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）の策定に当たり、計画策定及び基礎データとなる調査・分析並びに計画策定協議会等の運営支援業務を委託することを目的とする。

5 業務内容

(1) 現行計画の課題等の整理・分析

第8期小鹿野町総合保健福祉計画検証のためのワークシートの作成、施策ごとの記載内容の点検・次期計画への反映

(2) 作業の企画及び進行管理

受託者は作業をはじめるとに当たり担当課との打合せを行い、策定の前提条件把握のため策定方針やその背景を確認する。

受託者は、計画策定に必要な作業内容を検討し、全体スケジュールと当面のスケジュールを含めた計画策定のための作業計画を提示する。また、作業計画に基づき委託業務を進めるとともに、計画策定全般にわたる進行管理を行う。

6 基礎調査

計画策定のための基礎的作業として次の4つの調査を行う。調査方法は主に、調票調査及びヒヤリング調査、さらに各種データの収集・整理・分析などとする。受託者は、調査実施にあたって、調査対象やスケジュールなどの調査実施の具体的事項を担当課と協議し、他の計画のアンケート調査との調整を図り、調査を進める。

(1) 高齢者等の現況調査（関連データの収集整理）

(2) 施策及び事業実施状況調査（現行計画の評価分析、新制度の成果、介護保険給付実績分析）

(3) サービス提供者にかかわる調査（事業内容、規模、将来意向など）

(4) 地域の介護機能調査（施設配置と機能、活動団体、事業所の所在と営業内容）

7 計画策定支援

高齢者福祉計画と介護保険事業計画をあわせて策定するための支援を行う。

(1) 現行計画の成果と新計画に位置付ける課題の設定

(2) 現行計画の成果を踏まえた基本目標の設定

(3) 新計画に位置付ける課題の解決方策の検討

- (4) 計画に位置付ける施策及び事業内容の総合的な検討
- (5) 介護保険対象となる事業量の推計と保険料試算
- (6) 計画書作成
 - ① 計画骨子作成
 - ② 計画案作成
- (7) 計画案の作成
 - ・現状分析結果、計画策定推進協議会の意見等を踏まえ、事務局と協議を重ねながら実情に即した計画素案を作成
 - ・最終案の作成

8 会議運営支援

担当課の主催する計画策定にかかわる会議の運営支援を行う。

会議運営支援とは、会議運営のための事前打合せ、策定委員会等の会議出席（3～4回）、会議内容の論点整理、各種調査結果などからの問題提起や各種提案、助言などを行うもの。

9 成果品

(1) 品名及び数量

	品 名	数量
1	計画書（素案）（電子データ パブリックコメント用）	1
2	計画書（電子データ及び紙 調査報告入り）	1
3	計画書と概要版の電子データ	1
4	打合せ記録簿	1
5	計画策定協議会議事録	1
6	計画策定委員会議事録	1
7	アンケート調査・ヒアリング調査報告書（電子データ）	1
8	保険料算定に関わる報告資料、上記以外の報告資料及び関連する電子データ（地域包括ケア見える化システム等）	1

(2) 納品時期については、それぞれ町と協議調整した期日までとする。

(3) 電子データについては、いずれもマイクロソフトワード又はエクセル及び PDF 形式で表示可能なものとし、CD に記録したものとする。

1.1 その他

- (1) 受注者は、発注者の求めに応じて来所または **WEB** による打ち合わせに随時応じ、打ち合わせ回数に制限を定めないこととする。また、その内容についてはその都度記録し、相互に確認する。
- (2) 計画の策定に当たっては、本計画の趣旨と役割、実施方法について十分検討を加えて行うとともに、関係機関との連絡調整を図り、情報交換、資料の収集に努めるものとする。
- (3) 計画に関する国、県の新たな考え方等が示されたときは、計画及び業務の内容を変更する場合がある。

- (4) 成果品納品後、受託者の責任による事象が生じた場合は、受託者は無償で修正又は訂正するものとする。
- (5) この業務に関して収集された情報、著作権及び著作権は、小鹿野町に属するものとする。
- (6) 業務の実施に当たり、本仕様書等に疑義が生じた場合、委託者と受託者はその都度協議し、決定するものとする。
- (7) 受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。